

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	地震防災対策用資産の取得に関する特例措置（所得税・法人税）
2	要望の内容	<p>①対象地域</p> <p>ア. 東海地震に係る地震防災対策強化地域 イ. 東南海・南海地震防災対策推進地域 ウ. 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域</p> <p>②対象者</p> <p>大規模地震対策特別措置法施行令第4条各号に掲げる不特定多数の者が利用する施設や危険物施設の管理者等 例 病院、劇場、百貨店、旅館、学校、火薬類・薬品等の工場、電気・ガス等の事業所等</p> <p>③対象資産：緊急地震速報受信装置及び関連設備</p> <p>④特別償却率：100分の20</p>
3	担当部局	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（地震・火山・大規模水害対策担当）
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和58年度 創設</p> <p>昭和60年度 適用期限2年延長、特別償却率の引き下げ</p> <p>昭和62年度 適用期限2年延長、特別償却率の引き下げ</p> <p>平成元年度 適用期限2年延長、特別償却率の引き下げ</p> <p>平成3年度 適用期限2年延長、対象資産の拡充、特別償却率の引き下げ</p> <p>平成5年度 適用期限2年延長</p> <p>平成7年度 適用期限2年延長</p> <p>平成8年度 対象地域の拡充</p> <p>平成9年度 適用期限2年延長</p> <p>平成11年度 適用期限2年延長、特別償却率の引き下げ</p> <p>平成12年度 特別償却率の引き下げ</p> <p>平成13年度 適用期限2年延長、特別償却率の引き下げ、適用対象者の限定</p> <p>平成14年度 特別償却率の引き下げ</p> <p>平成15年度 適用期限2年延長、対象地域の拡充・廃止、特別償却率の引き下げ</p> <p>平成17年度 適用期限2年延長、対象地域の拡充・廃止、特別償却率の引き下げ</p> <p>平成19年度 適用期限2年延長</p> <p>平成21年度 適用期限2年延長、対象資産の改組、対象地域の拡充、特別償却率の引き上げ</p>
6	適用又は延長期間	地震防災対策用資産の取得に関する特別償却制度の適用期限を3年間（平成26年3月31日まで）延長する。
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>「大規模地震対策特別措置法」、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」及び「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく、東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）と東南海・南海地震防災対策推進地域及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）は、特に大規模地震の発生の切迫性が高く、甚大な被害が予想されることから、行政だけでなく当該地域に存する事業者、地域住民等を巻き込んだ総合的な地震防災対策を強力に推進する必要がある。</p>

		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>大規模地震対策特別措置法、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法</p>	
	② 政策体系における政策目的の位置付け	8-1 防災対策の推進	
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>税制適用対象地域における大規模地震が発生した場合に予想される甚大な被害を最小限に抑えることを目標とする。</p>	
		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>対象資産の普及状況</p>	
		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>当該税制適用地域対象に実施した平成20年10月の調査では、普及率が7%にとどまっている現状が明らかになった。対象資産である緊急地震速報受信装置は21年度から追加されたばかりであり、行政だけでなく、地域の事業者・住民を巻き込んだ普及啓発の取組が不可欠であり、それにインセンティブを与えるものとして当該税制は有効である。</p>	
8	有効性等	① 適用数等	21年度より対象資産を変更しており、その実績件数等は調査中である。 (なお、調査は9月初旬ごろをメドに取りまとめる予定)
		② 減収額	21年度より対象資産を変更しており、その実績額等は調査中である。 (なお、調査は9月初旬ごろをメドに取りまとめる予定)
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年度～平成26年度)</p> <p>「地震防災戦略」に定める目標の達成に向けて、施設の利用者の生命・身体の安全の確保、機械停止等による被害拡大防止が図られるよう、強化地域及び推進地域に存する事業者による緊急地震速報受信装置等の設置を促進しているところ。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年度～平成26年度)</p> <p>地震防災対策を推進するため、不特定多数の者が利用しており被災時に大きな混乱が生じ被害が拡大するおそれがある施設や、危険物取扱施設等周辺地域に大きな被害を及ぼす蓋然性の高い施設など、対策実施の優先度が高い施設等に対象を絞って、地震防災対策を戦略的に実施していくことが重要である。また、災害対策を進める上で、今後は国等による「公助」だけでなく、国民一人ひとりや企業が自ら考えて取り組む「自助」、地域の多様な主体が協働する「共助」が重要であり、「自助・共助」の取組を喚起するためのインセンティブを与える施策が求められている。</p> <p>このような考え方に立ち、強化地域・推進地域に存する、病院・劇場・百貨店・旅館等の不特定多数の者が出入りする施設を管理する者、石油類・火薬類・高圧ガス等の危険物の製造・貯蔵等を行う施設を管理する者、鉄道事業等の一般旅客運送に関する事業を運営する者、学校・社会福祉施設・電気事業・ガス事業・水道事業・大人数が勤務する工場等の重要な施設又は事業を管理・運営する者を優先対象として、本租税特別措置により一定の地震防災対策用資産の取得を促し、</p>

		<p>各地域での地震防災体制の構築を進めてきたところであるが、現時点で政策の達成目標の実現に至っていないと考えられることから、引き続き本租税特別措置を講じる必要がある。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年度～平成26年度)</p> <p>緊急地震速報受信装置の導入により、主要動到達前の避難経路確保や製造機械の停止などの措置をとることができたケースが、平成20年の岩手・宮城内陸地震などで見られた。本租税特別措置が延長されない場合、緊急地震速報受信装置の普及が遅れ、近く発生する可能性のある東海地震や東南海・南海地震などが発生した場合の被害の発生、拡大を抑制することができず、地震防災戦略の目標を達成できない恐れがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年度～平成26年度)</p> <p>緊急地震速報の利活用の実態として、平成21年8月11日の駿河湾を震源とする地震や平成22年3月14日の福島県沖の地震の際に、デパートや小売店で館内放送を行い客の誘導に生かされたケースや、工場や倉庫において従業員の安全確保、機械の停止による被害防止策が取られたケースなどがあつた。今後、より普及が進むことでこういった予防策がとられやすくなり、被害拡大の防止に資するものと考えられる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>平成19年3月の中央防災会議で内閣総理大臣より「緊急地震速報を政府一体となって、国民への普及・啓発に取り組んでいただくようお願いしたい」とのご発言があつたことを踏まえ、「緊急地震速報の周知・広報及び利活用推進関係省庁連絡会議」が設置された。同会議を中心に政府一体となった取組を展開しているところであるが、一般に災害対策を進める上では国等による「公助」だけでなく、国民一人ひとりや企業が自ら考えて取り組む「自助」、地域の多様な主体が協働する「共助」が重要とされており、そういった「自助・共助」の取組を喚起するインセンティブを与える必要がある。ここで租税特別措置というインセンティブを与えることにより、地震防災対策用資産の取得時コストを軽減し、当該資産の導入を通じた地域防災力向上を図ることが可能となる。</p> <p>また、法的規制や義務付けについては以下の考え方により行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 政策誘導により自発的意思による設置・取得を促すことが、「自助・共助」の取組を喚起するという考え方に沿うものであり、法的規制はその次のステップであること。 緊急地震速報の一般向けの提供開始から日が浅く、利活用の実態として被害防止策が取られた事例があるものの、義務付けに至るまでの十分な事例が蓄積されておらず、当面はインセンティブを与えての普及促進に努めるのが適当であること。
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>他の支援措置は現在のところ講じられていない。</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>
10	有識者の見解	<p>気象庁「緊急地震速報の本運用開始に係る検討会」や、それを受けた平成19年3月の中央防災会議において、阿部勝征東大名誉教授(前述の検討会座長)より「緊急地震速報の利活用の促進、利活用に伴う混乱防止に向けた政府一丸の取組が必要」とのご発言があつた。</p>

		<p>また、同氏を会長とする緊急地震速報利用者協議会より、平成 21 年度税制改正に際して「緊急地震速報の受配信に係る設備・機器等」を対象資産としてほしい旨の要望書が提出された。この中で、緊急地震速報受信装置が地震防災に役立つほか、特別償却制度の適用により法人等の対象資産の設置に弾みがつくと述べられている。</p>
11	<p>前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p>	